

生産緑地買取申出に必要な書類（故障の場合）

- ①生産緑地買取申出書
- ②生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書
- ③買取申出者の印鑑登録証明書
- ④土地の登記事項証明書（登記簿謄本）、公図の写し
- ※登記官の認証文及び公印があるもの
- ⑤権利抹消承諾書（抵当権等がある場合）
- ⑥営農計画書（所有している生産緑地の一部を買取申出する場合）
- ⑦医師の診断書
- ※農業に従事することを不可能にさせる故障と判断できるもの

◆書類・様式取得先

- ①様式は岡崎市都市計画課窓口またはホームページにて配布
- ②岡崎市農業委員会にて発行
- ③証明発行窓口（住所地）にて発行
- ④法務局にて発行
- ⑤様式は岡崎市都市計画課窓口にて配布
- ⑥様式は岡崎市都市計画課窓口にて配布